

一般事業主行動計画

～次世代育成支援対策推進法に基づく第9回行動計画～
～女性活躍推進法に基づく第5回行動計画～

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を充分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

- ◇ 策定事業主　　社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
- ◇ 策定日　　令和7年3月14日
- ◇ 計画期間　　令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）
- ◇ 計画内容
《次世代育成支援対策の目標・取組》

目標1：男性労働者の育児休業等取得者3名以上、かつ子育て応援休暇取得率50%以上を目指す。

＜対策＞

○令和7年4月～ 「産後パパ育休」や「パパ・ママ育休プラス」の制度内容や取得促進のためのチラシを整備し、労働者の取得促進を促す。

《女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供》

目標1：期間中に昇任・昇格した女性労働者の割合を45%にする。

＜対策＞

○令和7年6月　～ 総括職員研修
○令和7年8月　～ 中堅職員研修
○令和7年5月、11月～ ミドルマネジメント研修

これらの法人内研修に女性職員を積極的に参加させ、研修を通して、職位職責に応じて求めること等を意識付け、人材育成に繋げる。

また、昇任・昇格を意識し、モチベーションの向上に繋げる。

《職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備》

目標2：平均年休取得日数8.5日を目指す。

＜対策＞

○令和7年4月～ I C T（情報通信技術）を積極的に活用することで生産性の向上を図り、年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の削減等業務改善につなげ、多様な働き方やワークライフバランスを意識した働き方を促進し、働きやすい職場づくりを目指す。